

令和5年度
豊中市指定障害福祉サービス
事業者等集団指導
【障害児通所・訪問系】

豊中市 福祉部 福祉指導監査課 障害事業者係

1. 根拠法令等
2. 令和5年度の主な改正点
3. 行政処分の事例紹介
4. 留意事項
5. 実地指導における主な指導項目

1. 根拠法令等

根拠法令等（障害児通所・訪問系にかかると主なもの）

※根拠法令だけでなく、関係法令（労働基準法等）も遵守する必要があります。

種類	名称
法律	・ 児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）
政令	・ 児童福祉法施行令（昭和23年3月31日政令第74号）
省令	・ 児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日厚労省令第11号） ・ 「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚労省令第15号） <u>※豊中市では条例設置「豊中市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（令和元年条例第15号）」</u>
告示	・ 「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚労省告示第122号）
通知	・ 「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成24年障発0330第12号） ・ 「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成24年障発0330第16号）

2. 令和5年度の主な改正点

①安全計画の策定

【令和6年4月1日から義務化】

対象：全障害児通所支援事業所

基準省令の改正により、障害児の安全の確保を図るため、障害児通所支援事業者は事業所ごとに安全計画を策定し、その内容を従業者に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施することが義務づけられます。（経過措置：令和6年3月31日まで）

*安全計画

・・・事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画

○義務化内容（経過措置：令和6年3月31日）

1. 事業所ごとに安全計画を策定し、当該安全計画に従い、必要な措置を講じなければならない
2. 従業者に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施しなければならない
3. 障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない
4. 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする

②通園・所外活動時における所在確認の義務づけ

【令和5年4月1日から既に義務化】

**対象：指定障害児通所支援事業所
指定障害児入所施設**

児童の通園や事業所外活動等のために自動車を運行する場合、児童の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により児童の所在を確認してください。

■義務づけの対象施設（障害福祉関係のみ）

指定障害児通所支援事業所

（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、
保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）

■施行期日

令和5年4月1日

※上記の対象施設のほか、豊中市障害者等移動支援事業等において児童を乗用車に乗車させて移動する場合にも所在確認を行ってください。

【参考】令和4年12月28日付厚生労働省通知「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について（通知）」

③車内に安全装置の装備を義務づけ

【令和5年4月1日から既に義務化】

対象：児童発達支援、放課後等デイサービス

通園用の自動車を運行する場合は、（国土交通省のガイドラインに適合する）安全装置を用いて、降車時に児童の乗降車の際に点呼等の方法により児童の所在確認をしてください。

■義務づけの対象施設（障害福祉関係のみ）

指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを含む）
放課後等デイサービス

■施行期日

令和5年4月1日

※令和5年4月1日まで安全装置の装備を乗用車に付けることが困難な場合は、令和6年3月31日まで
は、見落としを防止する代替措置（次ページ参照）を講じる。

※なるべく、令和5年6月末までに設置に努めてください。

■義務づけの車両

通園を目的とした自動車のうち、座席が2列以下の自動車を除くすべての自動車
（座席には車椅子に乗ったまま乗車するためのスペースも含む）

経過措置期間中（令和6年3月31日まで）の安全装置設置が困難な場合の代替措置

◇運転席に確認を促すチェックシートを備えつけるとともに、車体後方に児童の所在確認を行ったことを記録する書面を備える。

（右に例示した内容のチェックシートを運転席付近に備えつける。）

◇児童が降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることのないようにする。

月 日(): 登園 / 降園

- 同乗職員は、
バスに乗る こどもの数を数えた。
- 同乗職員は、
バスから降りた こどもの数を数え、
全員が降りたことを確認した。
- 同乗職員は、
連絡のない こどもの欠席について、
出席管理責任者に確認した。
- 運転手は、バスを離れる前に、
車内に こどもが残っていないことを、
椅子の下まで見落としがないか見て、
確認した。

運 転 手: _____

同乗職員: _____

上記報告を受けた: _____

3. 行政処分の事例紹介

豊中市内 障害児通所・訪問系の行政処分事例

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	行政処分の理由
令和4年 3月30日 (指定取消)	豊中市	児童発達支援・ 放課後等デイサービス	<p>不正請求 (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年4月から平成31年1月まで、実際は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15条。以下「指定基準」という。）及び児童指導員等加配加算（Ⅰ）児童指導員等の算定要件を満たす人員配置を行っていなかったにもかかわらず、サービス提供職員欠如減算を適用せず、児童指導員等加配加算（Ⅰ）児童指導員等を算定して障害児通所給付費を請求し、これを受領した。 平成31年2月から令和2年3月まで、実際は児童指導員等加配加算（Ⅰ）児童指導員等の算定要件を満たす人員配置を行っていなかったにもかかわらず、児童指導員等加配加算（Ⅰ）児童指導員等を算定して障害児通所給付費を請求し、これを受領した。 <p>障がい児通所支援に関する不正又は著しく不当な行為 (児童福祉法第21条の5の24第1項第10号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年4月から令和2年3月までの勤務実績について、複数の児童指導員及びその他の従業者が実際には勤務をしていない日又は時間にもかかわらず、勤務していたことを装う虚偽の勤務予定（実績）一覧表及び出勤簿を後から作成し、監査で提出した。 <p>人員基準違反 (児童福祉法第21条の5の24第1項第3号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年4月から平成31年1月まで指定基準に定める従業者を配置していなかった。

大阪府内 障害児通所・訪問系の行政処分事例

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	行政処分の理由
令和4年 9月1日 (指定取消)	八尾市	児童発達支援	<p>不正の手段による指定 (児童福祉法第21条の5の24第1項第8号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理者と児童発達支援管理責任者を兼務する者が指定を受ける前に退職し不在となったが、本市への報告など適切な対応をとらず、指定を受けた。 <p>人員基準違反 (児童福祉法第21条の5の24第1項第3号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理者と児童発達支援管理責任者が不在の状態で行った。 <p>運営基準違反 (児童福祉法第21条の5の24第1項第4号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援計画を作成する児童発達支援管理責任者が不在のまま、児童発達支援計画を作成せずにサービス提供を行った。
令和5年 3月30日 (指定の 一部効力 停止)	吹田市	児童発達支援・ 放課後等デイサービス	<p>運営基準違反 (児童福祉法第21条の5の24第1項第4号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者は、放課後等デイサービス計画に基づき、障がい児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定放課後等デイサービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しなければならないが、障がいの特性により身体の拘束（安全の確保）が必要となる児童1名に対して、事前に取り決めていた送迎車からの降車時の支援方法について、令和4年（2022年）12月9日、従業員がこれを怠り行方不明事故を発生させた。（当該児童は同月16日に死亡。） <p>管理者の責務違反 (基準省令第71条において準用する基準省令第36条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所の管理者は、事業所の従業員及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならないが、事業所の従業員に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならないが、従業員が、当該児童に対して事前に取り決めていた対応を行っていたかを把握できておらず、従業員に対する必要な指揮命令が行われていなかった。

4. 留意事項

すでに終了した経過措置

対象：児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

- ① 人員配置基準上の従業者要件から「障害福祉サービス経験者」が削除されます。
(令和5年4月以降は「その他の従事者」扱いになります。)
【令和5年3月31日で経過措置終了】

- ② 医療的ケアを必要とする障害児が利用する場合には、看護職員の配置が必要とされます。
ただし、以下の場合は看護職員を置かないことができます。
 1. 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、医療的ケアを行わせる場合
 2. 喀痰吸引等のみを必要とする障害児が利用する場合に介護福祉士を置いた場合、または特定行為のみを必要とする障害児が利用する場合に認定特定行為業務従事者を置いた場合
【令和4年6月30日で経過措置終了】

※看護職員を配置した場合には、機能訓練担当職員と同様に「児童指導員または保育士」の合計数に含められる。ただし、機能訓練担当職員も含め「児童指導員または保育士」として配置される者のうち半数以上は児童指導員または保育士でなければならない。

医療的ケアを必要とする障害児の受け入れについて

令和3年度より、一般事業所が看護職員を配置して「医療的ケアを必要とする障害児（医療的ケア児）」を支援したときの報酬について見直されています。

特に注意が必要な点を次のページに記載しています。
該当する場合は、必ず確認してください。

※医療的ケア児に係る基本報酬を算定する上では、あらかじめ指定権者に届出をする必要があります。

詳細は、「令和3年度報酬改定における医療的ケア児に係る報酬（児童発達支援及び放課後等デイサービス）の取扱い等について（令和3年3月23日厚生労働省事務連絡）」をご確認ください。

【参考】

大阪府ホームページ「医療的ケア児の基本報酬区分の創設について」

(4) 主たる対象が重症心身障がい児以外の事業所（一般事業所）について

2. 一般型事業所の場合

(1) 指定基準（看護職員の配置基準）について

① 基本的な配置基準

- 医療的ケア児に医療的ケアを行う場合、一般型事業所は、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）を1人以上配置する必要がある。

※ 日雇派遣による看護職員は医療的ケアを行わないため、ここでいう「配置」としては認められない点に留意すること。

Q. 医療的ケアの内容が喀痰吸引等のみで、喀痰吸引等を実施できる従業者（看護職員以外）がいる場合にも、看護職員を配置しないといけないのか。

A. 利用する医療的ケア児に必要な医療的ケアを行うことができれば足りることから、質問のような場合は看護職員を置く必要はない（なお、看護職員を置いて医療的ケアを提供しない場合は、医療的ケア区分に伴う基本報酬は算定できない）。

Q. これまで、訪問看護ステーションの看護職員に訪問してもらい、事業所を利用する医療的ケア児に医療的ケアを提供してきた。今後は、このような場合も自事業所に看護職員を配置しないと行けないのか。

A. 利用する医療的ケア児に必要な医療的ケアを行うことができれば足りることから、質問のような場合は、自事業所に別に看護職員を置く必要はない（このような場合で、医療的ケア児の利用が3人未満の場合、医療連携体制加算を算定できる（詳細は後述のとおり））。

Q. 看護職員の確保が難しく、医療的ケア児の保護者に付き添ってもらうことで事業所に通えているケースがある。こうした場合、医療的ケア児を受け入れることはできなくなるのか？

A. 医療的ケア児に必要な医療的ケアを保護者が行うのであれば、事業所が医療的ケアを行うことにはならないので、指定基準違反にはならない（受け入れることができる）。
ただし、保護者の付添がないと当該児童が事業所に通えない状況は望ましくないため、事業所において看護職員の確保に努めるほか、自治体においても、医療的ケア児が利用できる事業所の整備等に努めていただきたい。

Q. 看護職員の配置に常勤や専従の要件はあるのか。

A. 指定基準上は無いが、医療的ケア児に係る基本報酬の算定をする上では一定時間の配置を求めるので留意されたい。

5. 実地指導における主な指導項目

令和4年度の実地指導における主な指導項目です。
項目によっては全サービスに該当しないものもありますが、
提供するサービスの基準をよく理解し、適切な事業所運営を行ってください。

人員基準

○資格や実務経験を証明する書類の控えが事業所に無い。

→退職した職員の資格証などを破棄していて資格要件が確認出来ないケースがあった。
※書類の保存年限は5年です。

○勤務実績を証明する書類が無い。

→出勤簿やタイムカードで出退勤が管理されておらず、シフト表など勤務予定しか分からないケースがあった。

○人員配置基準を満たしていない。

→各サービスで定められている必要な人員数を満たしていないケースがあった。

人員基準

※指定基準により置くべき職員は、必ず基準省令を確認してください。

○有給休暇を取得した職員の代替配置がなかった。

→障害児通所支援事業所において、指定基準により置くべき職員（保育士・児童指導員等）が有給休暇等により不在の場合、その日の配置としては認められないため、基準配置になれる職員を代わりに配置する必要がある。

○基準配置の1人目には「常勤・専従」が必要。

→指定基準により置くべき職員の1人目に「常勤・専従」要件があるサービス（放課後等デイサービス等）については、必ず1人は常勤かつ専従である職員（保育士又は児童指導員等）の配置が必要。

例：利用定員10人、営業時間及びサービス提供時間が6時間、

「常勤職員が4週に勤務すべき時間数」が160時間（1日あたり8時間×1週あたり5日×4週）の場合

→営業時間は6時間であるが、1日あたりの勤務時間は8時間のため、保育士又は児童指導員を1人以上、「常勤・専従」として1日8時間勤務させる必要がある。（運転手等の他職種との兼務は不可）

【参考】 次のページ（「常勤・専従」用語の定義）

【参考】「常勤・専従」用語の定義 (基準省令第2条、解釈通知第二の2)

「常勤」

障害児通所支援事業所における勤務時間が、当該障害児通所支援事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していることをいうものである。なお、1週間に勤務すべき時間数の下限は32時間とする。

※ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置、又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

「専ら従事する」「専ら提供に当たる」「専従」

原則として、営業時間を通じて指定通所支援以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合の営業時間とは、**従業者の障害児通所支援事業所における勤務時間**（児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

児童発達支援管理責任者欠如時における留意事項

- 欠如が生じたら、すみやかに不在である旨を届出をしてください。
- 児童発達支援管理責任者が欠如している場合は、加配加算を算定できません。
(加配加算の取り下げにかかる届出も行ってください。) ※参考資料⑫ 参照
- 当該事業所の児童発達支援管理責任者による通所支援計画が作成・更新できない場合は、「支援計画未作成減算」の対象となります。
- 児童発達支援管理責任者が不在の場合、新規利用児童の受入れは控えてください。
- 長期的な欠如が発生した場合は、休止等を助言する場合があります。

例①	2月 欠如	3月	4月	5月	6月	7月	8月 解消
減算あり			児童発達支援管理責任者欠如減算 70/100				50/100
例②	2月 欠如	3月 解消	4月	5月	6月	7月	8月
減算なし	3月末（欠如月の翌月末）までに解消すれば、減算の適用は無し						

事業運営に必要な職員配置

以下は、人員配置例を「従業員の勤務形態一覧表」に記載した場合の例示です。
 (管理者及び児童発達支援管理責任者は記載を省略しています。)

★従業者の人員配置について (児発・放デイ)

(下記の共通の条件：定員**10**人、営業日：月～金、営業時間：**8時間** (対象：主に重心以外))

例① (人員基準を満たす場合) 常勤 **児童指導員** + 非常勤(8h) **保育士** + 非常勤(8h) **保育士**

職種	勤務形態	月	火	水	木	金	土	日	週の勤務時間	月の勤務時間
児童指導員	常勤専従	8	8	8	8	8	—	—	40	160
保育士	非常勤専従		8		8		—	—	16	64
保育士	非常勤専従	8		8		8	—	—	24	96

障害児の数	必要な基準人員
10人まで	… 2人以上
11人～15人	… 3人以上
16人～20人	… 4人以上

例② (人員基準を満たしていない場合) 非常勤(8h) **児童指導員** + 非常勤(8h) **保育士**

職種	勤務形態	月	火	水	木	金	土	日	週の勤務時間	月の勤務時間
児童指導員	非常勤専従	8	7	8	7	8	—	—	38	152
保育士	非常勤専従	8	7	8	7	8	—	—	38	152

- ・常勤専従を配置できていない。
- ・営業時間 (8h) を通じて2人配置できていない。

定員超過の留意事項

- 利用定員を超えて、サービス提供を行ってはいけません。《市条例第40条：禁止条文》
- 直近3ヵ月間の利用実績から定員超過利用減算の対象になっていないか、必ず確認してください。

障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート 令和 年度分

● 定員超過利用減算は過去3ヶ月分の利用状況により算出するため、定員超過が生じた場合、当該月の前後2ヶ月についても利用者数等を入力すること。
 ※ 例えば、4月に定員超過が生じたときは、2月、3月、5月、6月にも入力が必要。前年度の2月に定員超過が生じたときは、1月、3月、4月にも入力が必要（欄が無い前年度12月以前は記入不要）
 ※ 本シートを作成する「定員超過が生じた場合」は、1日でも利用定員を超過した日があるときも含み、また、災害等やむを得ない事由により定員超過となっている場合も含めるものとする。

● 本様式により定員超過利用減算の算定が必要と確認した月であっても、当該月のうち、1日に利用定員の150%を超えるなど一定の範囲を超えて障害児を受け入れた日がある場合には、当該日について定員超過利用減算の算定が必要となる点に留意すること。

事業所名
 提供サービス名
 提供単位(単位分けを行っている場合のみ記入)

水色のセルに入力してください。
 (色のないセルは自動入力です。)

★ 数字の入力方法や、⑧に表示される用語の意味については、「記載例・表示内容の説明」のシートもご確認ください。

	前年度			令和 0 年度												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
① 延べ利用者数(人) (注1)																
② 過去3ヶ月間の延べ利用者数(人)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 利用定員(人)																
④ 開所日数(日)																
⑤ 利用定員×開所日数 (③×④)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 受入可能延べ利用者数(人) (注2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 過去3ヶ月間の受入可能延べ利用者数の合計数(人)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧ 定員超過利用減算の算定の要否 (②>⑦=減算必要)				error	error	error	error	error	error	error	error	error	error	error	error	error

確認にあたっては、「障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート」を使用してください。

※参考資料⑩-2をご参照ください。

【掲載場所】豊中市ホームページ→子育て・教育→発達支援・療育の取り組み→事業者の皆さんへ→通知・お知らせ→障害児通所支援事業における定員超過利用減算の要件等について

【参考資料⑩-1】厚生労働省令和4年2月28日「障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて」

※やむを得ず定員を超過した場合でも、利用者数に応じて必要な人員を必ず配置してください。
 必要人員数を配置できていない場合、人員基準違反となります。

障害児通所支援における送迎

○重症心身障害児に対して送迎を行う場合、送迎の際に、運転手に加え、指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を1人以上配置することが必要です。

○重症心身障害児以外の児童への送迎についても安全を確保するために、**できるかぎり運転手のほかに1人以上の添乗者を配置**するよう努めてください。また、できるかぎり同性での送迎に配慮するよう努めてください。

【営業時間と送迎時間の人員配置】

・運営規程に定める「営業時間」とは事業所に職員を配置し、児童を受け入れる体制を整えている時間であり、送迎のみを行う時間は含みません。

・児童を受け入れる体制とは、原則として受け入れることができる児童の数に応じた人員基準をみたすことであるがサービス提供時間（注：豊中市では「営業時間」）を確保するために合理的な方法により行う送迎の際に、直接処遇する職員が添乗することにより、人員基準を満たさないものの、少なくとも直接処遇職員が1人以上は事業所に配置されている場合は、「児童を受け入れる体制」として差し支えない。

（平成27年障がい福祉サービス等報酬改定に関するQA VOL1 問71 より一部抜粋）

⇒営業時間内に送迎を行う場合、直接処遇職員が1人以上は事業所に配置されている必要があります。

運営基準

○個別支援計画の作成について、必要な手順通り作成していない。

- ・ 保護者が記載したアセスメントシートをそのまま事業所のアセスメントとしているケースがあった。
※児童発達支援管理責任者がアセスメント作成に関わっている必要があり、そのことが記録等から分かるようにしてください。
- ・ 個別支援計画の原案について意見を求めるための担当者会議を開催した記録が無いケースがあった。
- ・ モニタリングを少なくとも6か月に1回以上行っているのか記録等から分からないケースがあった。

○個人情報保護について、職員の誓約書等がない。

- 事業所は、従業者及び管理者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を在職中も退職後にも漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

○個人情報の使用同意書について、利用者からの同意は得られているものの、家族全員（原則、個人情報を使用する可能性のある家族全員）からの同意が得られていない。

- 事業者は、他の事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

○障害児通所給付費の支給を受けた場合に、通所給付決定保護者に障害児通所給付費の額を通知していない。

- 「障害児通所給付受領のお知らせ」について、市町村等から支給を受けた後で利用者へ通知すること。

運営基準

○非常災害対策計画が作成されていない。

→作成されている場合でも、必要な項目（次ページ参照）が不足しているケースがあった。

○利用者負担額の受領について請求できない費用を請求している。

→運営規程に定められている項目以外の費用や、運営規程に定められている金額と異なる金額を利用者から徴収しているケースがあった。

○サービスの提供の記録について利用者から確認を受けていない。

→サービスの提供の記録に利用者からの確認を受けたことが、印鑑やサイン等で確認できないケースがあった。

※サービス提供実績記録票にも確認を受けたことが確認できるようにしてください。

【参考】非常災害対策計画に必要な項目

具体的な項目例

1. 障害者支援施設等の立地条件（地形等）
2. 災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等）
3. 災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等）
4. 避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時等）
5. 避難場所（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等）
6. 避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間等）
7. 避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等）等）
8. 災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等）
9. 関係機関との連携体制 等

事業所ごとに具体的で実効性のある計画を作ってくださいことが重要です。

報酬基準

○事業所内相談支援加算、家庭連携加算、関係機関連携加算等の事前に通所給付決定保護者から同意が必要な加算について、同意を得ていることが記録等から分からないケースがあった。

○利用定員を超えて利用児を受け入れているケースがあった。

→各事業所で利用定員を超えないように受け入れ利用児数を管理し、恒常的に利用定員を超えて利用児を受け入れている場合は利用定員の見直しを検討すること。また、利用定員を超えて利用児を受け入れる場合は、基準配置に加えて必要な人員を置くこと。

* 毎月の報酬の請求に際して、

全ての事業所で「定員超過利用減算対象確認シート」を作成し、

定員超過利用減算が適用されるほどの定員超過がないか確認してください。

詳細は、集団指導ページ下部にある「参考リンク」をご参照ください。

○延長支援加算について算定の根拠となる記録が整備されていない。

→ ・ 運営規程に定める営業時間が8時間未満の日において加算を算定しているケースがあった。
・ 送迎のみを行った時間で加算を算定しているケースがあった。
・ 障害児支援利用計画（もしくは個別支援計画）に「延長した支援が必要なやむを得ない理由」の記載がないケースがあった。